

内閣人事局と日本国家公務員労働組合連合会とのやりとり（概要）

日 時 令和元年10月10日（木）11:30 ～ 11:45
場 所 合同庁舎8号館 共用会議室
出席者 先方）岡部委員長、九後書記長 外5名程度
当方）堀江人事政策統括官 外8名
案 件 人事院勧告に関する要求書に対する最終回答

国公労連

近く、第2回給与関係閣僚会議が開催されると聞いている。本年の人事院勧告の取扱いについて、これまでのやりとりを踏まえた政府の最終回答を求める。

内閣人事局

本年度の国家公務員の給与の取扱いについては、去る8月7日に人事院勧告が提出されて以来、人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下、国政全般の観点から政府部内で検討を続けた結果、明日、第2回目の給与関係閣僚会議が開催され、勧告どおり、令和元年度の給与改定を行うことが決定される方向。給与関係閣僚会議で決定がなされれば、その後の閣議において、公務員の給与改定の取扱方針が決定され、あわせて、給与改定に係る法律案について決定されることとなる。

なお、定年の引上げについては、人事院の意見の申出も踏まえ、引き続き、更なる検討を重ね、皆様方の意見も十分に伺いつつ、結論を得てまいりたいと考えている。

本日の回答は以上。職員の皆様には、今後とも、国民の信頼に応え、公務能率の向上及び行政の効率的・効果的な運営に努めていただきたい。

国公労連

明日、勧告どおり給与改定を行う閣議決定がなされる方向との回答であった。勧告の内容は極めて不十分ではあるが、官民較差に基づく賃金の改善を早期に実施するという点では受け止める。ただ、「今後とも国民の信頼に応え、公務能率の向上及び行政の効率的・効果的な運営に努めて」いくためにも、国公労連としての問題意識、課題について何点か申し述べておく。

「賃金・労働条件」について、国公労連の試算では、改定後の高卒初任給の時間単価は897円と地域別最低賃金の全国加重平均901円に届かず、東京をはじめ5都府県の34自治体では地域手当を含めても最賃を下回っている。国家公務員に最賃法が適用されないからといって、法の趣旨に違背する給与制度、俸給構造は看過できない。地域経済や人口流出問題などにも大きな影響を及ぼしている地域間格差の問題を含め、私たちの制度改善要求を正面から受け止め、検討するべき。

定年年齢の引き上げについて、先送りすることは容認できない。どこに隘路があるのか、雇用と年金の接続は使用者としての責務である。2013年の閣議決定「国家公務員の雇用と年金の接続について」によりこの間、対応いただいているが、当時「義務的」としながら、現在は原則とするフルタイム再任用は約3割に過ぎない。21%は希

望に反して短時間となっており、その処遇も劣悪。従って、国公労連の要求を踏まえた具体的な協議を行い、合意のうえで早急に結論を得るよう求める。

昨年8月、国の機関における障害者の法定雇用率水増し問題が明らかになり、今年6月までに3,444人が採用されたが、短期間で161人が離職している。この間、当事者からも話を聞いたが、事前の説明もなく「トイレ掃除を命じられた」など、個々の事情に応じた適切な仕事の割振が行われていないという問題が明らかになっている。全府省での基準達成に向け、更に採用者を増やす計画と思われるが、サポート体制も含めた職場環境の整備など、十分な対応策を講じる必要がある。

また、交渉の都度主張している非常勤職員の雇用の安定と労働条件改善、とりわけ画一的な公募要件は、次年度の業務執行体制確立の面からも直ちに撤廃すべき。行政需要に見合った人員を確保し、国民の付託に応え得る行政サービスを提供するためにも、定員合理化計画を中止・撤回するとともに、誰もが「全体の奉仕者」として誇りと働きがいを持てる、安心して働き続けられる職場環境整備に向けた努力を求める。

労働基本権について、先週の交渉で国家公務員制度改革基本法第12条を引き合いに、従前と全く同じ回答が繰り返された。基本法が成立して11年余、改革関連4法案が廃案となって7年、国公労連は「自律的労使関係制度」にはいくつかの重大な問題があると考えているが、現政権下で当時の「国家公務員制度改革事務局」は何の検討を行っているのか。先月、我々はILOに2183号案件に関する追加情報を提出したが、回答に言う「多岐にわたる課題」を整理し、回復に向けた行動計画等を策定するため、再三にわたる勧告を踏まえ、労働組合との協議の場を早急に設定することを強く求める。

内閣人事局

皆様の問題意識は承った。先日ご指摘いただいた点も含め、引き続き、ご意見を伺ってまいりたい。

— 以 上 —

文責：内閣官房内閣人事局（先方の発言については未確認）